

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年12月25日認可した。

平成27年1月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）荒谷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）榎谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川骨池地区
木田郡二股土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西土居地区
平池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平池南地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平石上地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）道池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）姥壊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上井西股地区
高松市古高松土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）谷北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宝池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）二つ池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西堀江地区